

裏面白紙

建 議

昭和二十一年十二月十日附中央労働委員會に對し爭議調停請求のあつた全官公務員労働組合協議會爭議の件は公益事業に該當しないので本委員會としては當事者一方の請求を以ては直ちに調停を受理し得ない關係にあるが爭議の性質上本件の速かなる解決は時局下極めて緊要事と認められるので關係當局に於ては直ちに實情を調査し可及的速かに事を圓満に解決せられんことを要望する

尙本委員會としては全遞、國鐵の爭議に關し既に當事者に對し調停案を提示してあるので關係當局に於ては本件解決上右調停案の眞意並に本案作成の經緯を充分斟酌の上善處せられんことを特に申添ふ

右建議する

昭和二十一年十二月二十三日

中央労働委員會

會長　末弘巖太郎

内閣總理大臣殿

要 求 書

我々は今回の要求に關し飽く迄穩便に解決を圖るべく全力を傾注し、  
去る十二月十日中央労働委員會に對し調停を申請、之に關し委員會  
は十二月二十五日内閣總理大臣に對し速かに期体交渉に應じて爭議  
を未然に防止すべき旨建議したのであるが、當局にして若し本當に  
事を穩便に解決せんとする意志があるならば、此の際至急中央労働  
委員會に對し調停を申請せられたい人に關する政府の方針を同年一  
月四日午後三時迄に文書を以てにて示され度い  
右要求する。

昭和二十一年十二月二十八日

全國官公職員労働組合協議會

議長　水口　安三

内閣總理大臣

吉田

茂義